

2015年12月11日

金融担当大臣  
麻生 太郎 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

アベノミクスにより、大企業の経常利益は過去最高を更新しましたが、中小商工業者は原材料費高騰分や消費税増税分を価格に転嫁できず、依然として厳しい環境に置かれており、地域金融機関が果たす役割は、ますます大きいものとなっています。

地域の金融円滑化が求められている中で、金利競争激化による利ざや縮小に伴い、収益力強化のため、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関も多く、ノルマ・目標を課しての営業推進により、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。また職員はその負担により、精神的疾患（うつ病など）に罹患し、休職や離職が後を絶たず、自殺する職員も出るほど職場の実態は悪化しています。

その一方で、貴庁が7月に発表した金融モニタリングレポートで、地域銀行について、貸出金利の引き下げ競争が続けば、8割超にあたる89行で18年3月期の経常利益が14年3月期より減ると試算し、106行中22行は半分以下か赤字まで落ち込むとしました。さらに14年7月～15年6月に実施した検査・監督の結果、地銀の経営改善策として「ビジネスモデルの差別化」のほか、「規模拡大による経費抑制」を挙げており、貴庁主導により合併や経営統合を進めようとしています。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、次の通り要請いたします。

### 記

1. 中小企業への金融円滑化に努め、新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に対応するよう指導を徹底し、中小企業の経営改善計画策定支援などコンサルタント機能を発揮するよう指導すること。  
また金融機関に対する検査・監督についても、引き続き、収益性・効率性だけでなく地域への再投資・地域貢献度で評価し、条件変更の申込及び実行状況を各金融機関に開示させるとともに、全体の状況を金融庁は発表すること。
2. 金融リスク商品の販売について、説明義務および適合性原則の遵守と、信用失墜と労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながるノルマ販売を行わないよう徹底指導すること。
3. 監督官庁として、全ての金融の職場からいじめや人権侵害、パワハラ・セクハラをなくすよう指導を強化すること。
4. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。

5. 金融機関を監督する立場から、渡島信金、メットライフ、大阪シティ信金、大同信組など、多発する労使紛争を全ての金融機関からなくすよう、各金融機関に対し指導すること。
6. 武生信金における不正融資事件は、北陸財務局が15年前の2000年に把握していたことが明らかにされた。この不正融資の事実を内部告発しようとした職員への懲戒解雇処分は、そもそも北陸財務局が不正融資の実態を把握した時点で適切な対応をとっていれば、この職員が懲戒解雇を受けることがなかったことは明らかである。地位確認等を求めて裁判で争っているが、裁判任せではなく、また来年2月15日の福井信金との合併で、うやむやにするようなことがないよう直ちに、監督官庁である貴庁の責任において、懲戒解雇処分した職員二名を職場へ戻すよう指導すること。

以 上